

京都大学犬山キャンパス運営協議会規程

令和4年3月24日
達示第17号制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第46条の2第2項の規定に基づき、京都大学犬山キャンパス運営協議会（以下「犬山キャンパス運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 犬山キャンパス運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当の理事
- (2) 財務担当の理事
- (3) 理学研究科長
- (4) 生態学研究センター長
- (5) 野生動物研究センター長
- (6) 総合博物館長
- (7) ヒト行動進化研究センター長
- (8) 北部構内事務部長
- (9) その他総長が指名する者 若干名

2 前項第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 犬山キャンパス運営協議会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、犬山キャンパス運営協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(招集)

第4条 犬山キャンパス運営協議会は、議長が招集する。

(開会)

第5条 犬山キャンパス運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第6条 犬山キャンパス運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(雑則)

第7条 犬山キャンパス運営協議会に関する事務は、北部構内事務部において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、犬山キャンパス運営協議会の議事の運営その他必要な事項は、犬山キャンパス運営協議会が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。